

平成 25 年 3 月 4 日

大阪市条例第 31 号

大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当介護予防サービスに関する基準)

第 3 条 法第 54 条第 1 項第 2 号の条例で定める基準は、次条及び第 5 条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 2 条第 3 号及び第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。）をいう。以下同じ。）（以下「平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準」という。）第 41 条第 1 項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 41 条から第 44 条まで並びに平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 45 条において準用する平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 4 条、第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 20 条（第 1 項を除く。）、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 1 項及び第 3 項、第 26 条、第 28 条から第 33 条まで、第 34 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 34 条の 2 から第 36 条まで、第 37 条第 1 項並びに第 38 条から第 40 条まで
- (2) 基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第 58 条第 1 項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）指定介護予防サービス等基準第 58 条から第 60 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 61 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 46 条、第 49 条の 2 から第 49 条の 8 まで、第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで、第 50 条（第 1 項を除く。）、第 50 条の 2 から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 53 条の 7 まで、第 53 条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 53 条の 9 から第 53 条の 11 まで、第 54 条第 1 項、第 56 条及び第 57 条
- (3) 基準該当介護予防通所介護（平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 112 条第 1 項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）平成 27 年改正前指定介護予防

サービス等基準第112条から第114条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第115条において準用する指定介護予防サービス等基準第52条第1項並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2、第36条、第96条、第100条（第1項を除く。）、第101条から第105条の2まで、第106条第1項及び第108条から第111条まで

- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第180条（第4項を除く。）、第181条、第182条及び第183条（第1項を除く。）並びに指定介護予防サービス等基準第185条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の4から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2、第120条の4、第128条、第133条、第134条、第135条（第1項を除く。）、第136条から第140条まで、第141条第1項及び第143条から第150条まで並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第179条、第180条第4項、第183条第1項及び第184条
- (5) 基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第279条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第279条並びに指定介護予防サービス等基準第280条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の5から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第120条の2第1項及び第2項、第265条、第267条、第268条、第269条（第1項を除く。）、第270条から第274条まで、第275条第1項並びに第277条から第278条の2まで

（基準該当介護予防サービスに係る管理者の責務）

第4条 基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下「基準該当介護予防サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第44条並びに平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第45条において準用する平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）、第34条の2から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで
- (2) 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第61条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の

13 まで、第 50 条（第 1 項を除く。）、第 50 条の 2 から第 51 条まで、第 53 条から第 53 条の 7 まで、第 53 条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 53 条の 9 から第 53 条の 11 まで、第 54 条第 1 項、第 56 条及び第 57 条

- (3) 基準該当介護予防通所介護 平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 115 条において準用する平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 30 条から第 33 条まで、第 34 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 34 条の 2、第 36 条、第 100 条（第 1 項を除く。）、第 101 条から第 105 条の 2 まで、第 106 条第 1 項及び第 108 条から第 111 条まで
- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準第 185 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 4 から第 53 条の 7 まで、第 53 条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 53 条の 9 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 2、第 120 条の 4、第 133 条、第 134 条、第 135 条（第 1 項を除く。）、第 136 条から第 140 条まで、第 141 条第 1 項及び第 143 条から第 150 条まで並びに平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 184 条
- (5) 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第 280 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 49 条の 8 まで、第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 5 から第 53 条の 7 まで、第 53 条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）第 53 条の 9 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 269 条（第 1 項を除く。）、第 270 条から第 274 条まで、第 275 条第 1 項並びに第 277 条から第 278 条の 2 まで

（基準該当介護予防サービスに係る記録の整備）

第 5 条 基準該当介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する基準該当介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 基準該当介護予防訪問介護 平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 37 条第 2 項各号に掲げる記録
- (2) 基準該当介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第 54 条第 2 項各号に掲げる記録
- (3) 基準該当介護予防通所介護 平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 106 条第 2 項各号に掲げる記録
- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準第 185 条において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準第 141 条第 2 項各号に掲げる記録
- (5) 基準該当介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第 275 条第 2 項各号に掲げる記録

（法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者等）

第 6 条 法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号（法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等に

より行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請又は指定の更新の申請にあつては、この限りでない。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第7条 法第115条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準第1条から第3条まで及び平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第1条並びに次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問介護（平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。） 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第4条から第24条まで、第25条第1項及び第3項、第26条から第36条まで、第37条第1項並びに第38条から第40条まで
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第46条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第53条の11まで、第54条第1項、第56条及び第57条
- (3) 指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第62条から第67条まで、第69条から第72条まで、第73条第1項及び第75条から第77条まで並びに指定介護予防サービス等基準第74条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項及び第53条の2から第53条の11まで
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第78条から第82条まで、第83条第1項、第85条及び第86条並びに指定介護予防サービス等基準第84条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条
- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第87条から第91条まで、第92条第1項、第94条及び第95条並びに指定介護予防サービス等基準第93条において準用する指定介護予防サービス等基準第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条第1項、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条
- (6) 指定介護予防通所介護（平成27年改正前指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。） 平成27年改正前指定介護予防サービス等基準

- 第 96 条から第 105 条の 2 まで、第 106 条第 1 項及び第 108 条から第 111 条まで並びに平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 107 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 52 条第 1 項並びに平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 107 条において準用する平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 8 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 30 条から第 34 条の 2 まで及び第 36 条
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第 116 条から第 118 条の 3 まで、第 119 条第 1 項、第 120 条から第 121 条まで、第 122 条第 1 項及び第 123 条から第 127 条まで
- (8) 指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第 128 条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第 151 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第 128 条から第 131 条まで、第 132 条（第 7 項第 1 号を除く。）、第 133 条から第 140 条まで、第 141 条第 1 項及び第 143 条から第 150 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 142 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条第 1 項、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 2 及び第 120 条の 4
- (9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第 129 条、第 130 条、第 151 条、第 152 条、第 153 条（第 7 項第 1 号を除く。）、第 154 条から第 158 条まで及び第 160 条から第 164 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 159 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 133 条、第 134 条、第 136 条、第 137 条、第 139 条の 2、第 140 条及び第 141 条第 1 項並びに指定介護予防サービス等基準第 159 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 142 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条第 1 項、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで及び第 120 条の 4
- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第 186 条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第 203 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第 186 条から第 193 条まで、第 194 条第 1 項及び第 196 条から第 202 条まで並びに附則第 7 条から第 9 条まで、第 11 条及び第 12 条並びに指定介護予防サービス等基準第 195 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条第 1 項、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 2、第 120 条の 4、第 121 条、第 133 条、第 134 条第 2 項及び第 140 条
- (11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係る

ものに限る。) 指定介護予防サービス等基準第 187 条、第 203 条から第 209 条まで及び第 211 条から第 215 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 210 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 189 条、第 191 条及び第 194 条第 1 項並びに指定介護予防サービス等基準第 210 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 195 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条第 1 項、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 4、第 121 条、第 133 条、第 134 条第 2 項及び第 140 条

(12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第 230 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第 253 条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定介護予防サービス等基準第 230 条から第 235 条まで、第 237 条から第 243 条まで、第 244 条第 1 項及び第 246 条から第 252 条まで並びに附則第 15 条並びに指定介護予防サービス等基準第 245 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 4 及び第 139 条の 2

(13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第 253 条から第 260 条まで、第 261 条第 1 項、第 263 条及び第 264 条並びに附則第 15 条及び第 18 条並びに指定介護予防サービス等基準第 262 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 4、第 139 条の 2、第 235 条、第 237 条から第 239 条まで及び第 241 条から第 243 条まで

(14) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第 265 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第 265 条から第 274 条まで、第 275 条第 1 項及び第 277 条から第 278 条の 2 まで並びに指定介護予防サービス等基準第 276 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 49 条の 13 まで、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条第 1 項、第 53 条の 5 から第 53 条の 11 まで並びに第 120 条の 2 第 1 項及び第 2 項

(15) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第 281 条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第 281 条から第 287 条まで、第 288 条第 1 項及び第 290 条から第 292 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 289 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 49 条の 8 まで、第 49 条の 10 から第 49 条の 12 まで、第 50 条の 3、第 52 条第 1 項、第 53 条の 3、第 53 条の 5 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 270 条から第 272 条まで並びに第 274 条

(指定介護予防サービスに係る管理者の責務)

第 8 条 指定介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定め

る基準のうち、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護 平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 8 条から第 24 条まで、第 25 条第 3 項、第 26 条から第 36 条まで、第 37 条第 1 項及び第 38 条から第 40 条まで
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 51 条まで、第 53 条から第 53 条の 11 まで、第 54 条第 1 項、第 56 条及び第 57 条
- (3) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第 66 条、第 67 条、第 69 条から第 72 条まで、第 73 条第 1 項及び第 75 条から第 77 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 74 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2、第 49 条の 3、第 49 条の 5 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9 から第 49 条の 13 まで、第 50 条の 2、第 50 条の 3 及び第 53 条の 2 から第 53 条の 11 まで
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第 81 条、第 82 条、第 83 条第 1 項、第 85 条及び第 86 条並びに指定介護予防サービス等基準第 84 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9 から第 49 条の 13 まで、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 2 から第 53 条の 5 まで、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで及び第 67 条
- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第 90 条、第 91 条、第 92 条第 1 項、第 94 条及び第 95 条並びに指定介護予防サービス等基準第 93 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 10、第 49 条の 12、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 2 から第 53 条の 5 まで、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで及び第 67 条
- (6) 指定介護予防通所介護 平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 100 条から第 105 条の 2 まで、第 106 条第 1 項及び第 108 条から第 111 条まで並びに平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 107 条において準用する平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 8 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 30 条から第 34 条の 2 まで及び第 36 条
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第 118 条の 2、第 118 条の 3、第 120 条から第 121 条まで、第 122 条第 1 項及び第 123 条から第 127 条まで
- (8) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第 133 条から第 140 条まで、第 141 条第 1 項及び第 143 条から第 150 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 142 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 2 及び第 120 条の 4
- (9) 指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第 155 条から第 158 条まで及び第 160 条から第

- 164 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 159 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 133 条、第 134 条、第 136 条、第 137 条、第 139 条の 2、第 140 条及び第 141 条第 1 項並びに指定介護予防サービス等基準第 159 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 142 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで及び第 120 条の 4
- (10) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定介護予防サービス等基準第 189 条から第 193 条まで、第 194 条第 1 項及び第 196 条から第 202 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 195 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 2、第 120 条の 4、第 121 条、第 133 条、第 134 条第 2 項及び第 140 条
- (11) 指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定介護予防サービス等基準第 206 条から第 209 条まで及び第 211 条から第 215 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 210 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 189 条、第 191 条及び第 194 条第 1 項並びに指定介護予防サービス等基準第 210 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 195 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 4、第 121 条、第 133 条、第 134 条第 2 項及び第 140 条
- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。） 指定介護予防サービス等基準第 234 条、第 235 条、第 237 条から第 243 条まで、第 244 条第 1 項及び第 246 条から第 252 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 245 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 51 条まで、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 4 及び第 139 条の 2
- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準第 258 条から第 260 条まで、第 261 条第 1 項、第 263 条及び第 264 条並びに指定介護予防サービス等基準第 262 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 51 条まで、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで、第 120 条の 4、第 139 条の 2、第 235 条、第 237 条から第 239 条まで及び第 241 条から第 243 条まで
- (14) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第 269 条から第 274 条まで、第 275 条第 1 項及び第 277 条から第 278 条の 2 まで並びに指定介護予防サービス等基準第 276 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 49 条の 13 まで、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 53 条の 5 から第 53 条の 11 まで並びに第 120 条の 2 第 1 項第 2 項
- (15) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第 285 条から第 287 条まで、第 288 条第 1 項及び第 290 条から第 292 条まで並びに指定介護予防サービス等基準第 289 条において準用する指定介護予防サービス等基準第 49 条の 2 から第 49 条の 8 まで、第 49 条の

10 から第 49 条の 12 まで、第 50 条の 3、第 53 条の 3、第 53 条の 5 から第 53 条の 11 まで、
第 120 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 270 条から第 272 条まで並びに第 274 条
(指定介護予防サービスに係る記録の整備)

第 9 条 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービスの区分に応じ、
当該各号に定める利用者に対する指定介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サ
ービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護 平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 37 条第 2 項各号
に掲げる記録
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準第 54 条第 2 項各号に掲げる記
録
- (3) 指定介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準第 73 条第 2 項各号に掲げる記録
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第 83 条第 2 項各号
に掲げる記録
- (5) 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準第 92 条第 2 項各号に掲げ
る記録
- (6) 指定介護予防通所介護 平成 27 年改正前指定介護予防サービス等基準第 106 条第 2 項各号
に掲げる記録
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準第 122 条第 2 項各号
に掲げる記録
- (8) 指定介護予防短期入所生活介護 (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係る
ものを除く。) 指定介護予防サービス等基準第 141 条第 2 項各号に掲げる記録
- (9) 指定介護予防短期入所生活介護 (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係る
ものに限る。) 指定介護予防サービス等基準第 159 条において読み替えて準用する指定介護
予防サービス等基準第 141 条第 2 項各号に掲げる記録
- (10) 指定介護予防短期入所療養介護 (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係る
ものを除く。) 指定介護予防サービス等基準第 194 条第 2 項各号に掲げる記録
- (11) 指定介護予防短期入所療養介護 (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係る
ものに限る。) 指定介護予防サービス等基準第 210 条において読み替えて準用する指定介護
予防サービス等基準第 194 条第 2 項各号に掲げる記録
- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者
生活介護を除く。) 指定介護予防サービス等基準第 244 条第 2 項各号に掲げる記録
- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準
第 261 条第 2 項各号に掲げる記録
- (14) 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準第 275 条第 2 項各号に掲げる記
録
- (15) 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準第 288 条第 2 項各号に掲げ
る記録

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅)

第 10 条 指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準第 129 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の廊下の幅は、1.8 メートル以上（中廊下にあつては、2.7 メートル以上）とする。ただし、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準第 153 条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）にあつては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5 メートル以上（中廊下にあつては、1.8 メートル以上）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものの廊下については、特別養護老人ホームとして必要とされる幅を有することで足りるものとする。

（指定介護予防サービス等基準等の改正に伴う経過措置）

第 11 条 指定介護予防サービス等基準（指定介護予防サービス等基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護予防サービス等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 7 条（第 9 号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）附則第 3 条に係る部分に限る。）及び附則第 2 項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）において指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第 129 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第 7 条（第 8 号中指定介護予防サービス等基準第 132 条第 6 項第 1 号イ及びロ並びに第 2 号イ並びに第 7 項に係る部分に限る。）及び第 10 条の規定は適用しない。

3 指定居宅サービス等基準条例第 7 条（第 10 号中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 28 号）附則第 3 条に係る部分に限る。）の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サ

ービス等基準第 140 条の 4 第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。)においてユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準第 140 条の 2 に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第 140 条の 4 第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。)が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第 153 条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第 7 条に定める基準のうち、同条第 9 号に定める指定介護予防サービス等基準第 153 条第 6 項に係る部分の適用にあつては、同項第 1 号ロ(2)中「2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4 指定居宅サービス等基準条例第 7 条(第 13 号及び第 14 号中指定居宅サービス等基準附則第 13 条に係る部分に限る。)の規定の適用を受けている有料老人ホーム(老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームをいう。)については、第 7 条に定める基準のうち、同条第 12 号に定める指定介護予防サービス等基準第 233 条第 3 項に係る部分にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

5 この条例の施行の際現に存する指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、この条例の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 106 号)附則第 8 条第 1 項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第 8 条及び第 9 条の規定の例によるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。